

## 公益財団法人神奈川県公園協会広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、「協会」という。）の資産を広報媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 民間企業等の協力により協会の新たな財源を確保するとともに、情報提供等により、県民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「広報媒体」とは、協会の刊行物、協会の管理するホームページその他協会の資産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

### (広告の募集)

第4条 広告の掲載に際し、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 広告の募集は、当該公告を所管する所属長が前項各号に掲げる事項を掲載した募集要領を定め行うものとする。

### (広告の内容)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美景風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると協会が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する具体的な基準は別途定める。

(掲載の決定)

第8条 広告掲載の決定は、広告媒体ごとに別途チェック表を設け、理事長の決裁をもって承認する。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。